

再 審 査 提 出 書 類 チェックリスト (R3.4制度改正分)

共通提出書類 (必ず提出する書類)		全業者必要	チェック欄
1	(第25号の14)経営規模等評価申請書・総合評定値請求書		
2	再審査申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し		



再審査の申請内容に応じて以下の書類を追加してください。

提出する書類		チェック欄
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W10)		
◆技術者 (CPD取得) 関係		該当内容を再審査請求する業者は必要
3	(1) (別紙3) その他の審査項目 (社会性等) ※新様式	
	(2) (別紙2) 技術職員名簿 ※新様式	
	(3) (様式第4号) CPD単位を取得した技術者名簿 (技術職員名簿に記載のある者を除く) ※新様式	
	(4) (3)に記載した技術者のうち、CPD単位取得者の社会保険の標準報酬決定通知書の写し (再審査に係る審査基準日の直前のもの)	
	(5) (3)に記載した技術者のうち、CPD単位取得者の社会保険証 (適用除外事業所においては出勤簿及び給与台帳等) の写し	
	(6) (3)に記載した技術者のうち、CPD単位取得者の資格者証等の写し ※実務経験が必要な場合は別記様式2「実務経験者名簿 (経営事項審査用)」の提出が必要	
	(7) (2)及び(3)に記載した技術者のうち、CPD単位取得者のCPD認定団体によるCPD取得単位の証明書の写し (再審査に係る審査基準日前1年間の取得状況)	
◆技能者 (レベル向上) 関係		該当内容を再審査請求する業者は必要
4	(1) (別紙3) その他の審査項目 (社会性等) ※新様式	
	(2) (様式第5号) 技能者名簿 ※新様式	
	(3) (2)に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者の社会保険の標準報酬決定通知書の写し (再審査に係る審査基準日の直前のもの)	
	(4) (2)に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者の社会保険証 (適用除外事業所においては出勤簿及び給与台帳等) の写し	
	(5) (2)に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価 (レベル判定) 結果通知書の写し (再審査に係る審査基準日以前3年間に受けたもの)	
	(6) (2)に記載した技能者のうち、レベル向上者の能力評価 (レベル判定) 結果通知書の写し (再審査に係る審査基準日の3年前の日以前に受けたもの) ※初めて能力評価基準によるレベル判定を受けた場合は提出不要	
	(7) (2)に記載した技能者のうち、レベル向上者と控除対象者が従事した建設工事の施工体制台帳の作業員名簿の写し	
労働福祉の状況 (W1) における法定外労災		該当内容を再審査請求する業者は必要
5	(1) (別紙3) その他の審査項目 (社会性等) ※新様式	
	(2) 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者との法定外労災の保険証券の写し (再審査に係る審査基準日を有効期間に含み、かつ、評価要件を満たしていることがわかるもの)	
技術職員数 (Z1) における監理技術者補佐		該当内容を再審査請求する業者は必要
6	(1) (別紙2) 技術職員名簿 ※新様式	
	(2) 該当職員の監理技術者資格者証 (再審査に係る審査基準日時点で有効なもの)	

※ 審査の状況によっては、追加で資料提出を求める場合があります。